



福岡医発第 1837 号 (地)
令和 4 年 9 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年度インフルエンザ予防接種広域接種について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

定期予防接種広域接種に係る令和 4 年度インフルエンザ予防接種実施要領と各市町村の料金表等を別添のとおりお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下の広域接種実施医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、10 月 1 日より八女市、筑後市及び広川町の定期予防接種料金が一部変更となっておりますので、改めて令和 4 年度各市町村予防接種料金一覧表をお送りいたします。

なお、本件につきましては、本会ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

【添付資料】

- ・ 令和 4 年度インフルエンザ予防接種実施要領
- ・ 令和 4 年度インフルエンザ広域予防接種料金・実施期間一覧
- ・ 粕屋地区専用請求書（インフルエンザのみ）
- ・ 古賀市専用請求書（インフルエンザのみ）
- ・ 予防接種済証（広域用）
- ・ 予防接種済証（遠賀中間地区用）
- ・ 令和 4 年度各市町村定期予防接種料金一覧
- ・ 令和 4 年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

【本会ホームページ】

ホーム > 医師の皆様 > 感染症・予防接種 > 定期予防接種

URL : https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/kansenshou/teiki_yobou_seshu.html

令和4年度 福岡県定期予防接種広域化 インフルエンザ予防接種実施要領

1. 実施期間

- ・被接種者居住地市町村が定めたインフルエンザ予防接種期間を基本とする。
(接種期間外は、任意接種)

2. 接種対象者

- ・満65歳以上で接種を希望する人および満60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人。

3. 予診票及び接種済証

- ・各市町村作成のものを使用。(予診票は統一しない。接種地市町村、被接種者居住市町村どちらのものでも可)
- ・接種済証については広域化対応のものを使用。(市町村もしくは医師会作成のもの)

4. 個人負担金 ※別紙料金表参照

- ・被接種者居住地市町村が定めた自己負担額(別紙のB欄参照)を、被接種者から徴収。
- ・自己負担免除者は、自己負担なし。各市町村において免除対象者が異なる。免除者本人が持参する被接種者居住地市町村・保健福祉環境事務所が発行した通知書および証明書等で確認のうえ、接種を行う。

5. 請求方法

- ・広域化報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、
①被接種者居住地市町村の定めた接種料金から自己負担額を差し引いた金額(別紙のA欄参照)を、被接種者居住市町村(郡市医師会が取り纏めを行う場合は郡市医師会)へ請求。
※朝倉市は、接種料金全額(別紙のA+B欄参照)を請求し、接種料金から自己負担額を差し引いた金額(別紙のA欄参照)が支払われる。
②自己負担免除者分については、接種料金全額(別紙のA+B欄参照)を請求。

6. 健康被害等について

- ・接種により生じた予防接種事故等については、被接種者居住地市町村の設置する予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その意見に基づいて処理するものとする。

7. その他注意事項

- ・自己負担免除対象者等について不明な場合は、各市町村へ確認のうえ、接種を実施すること。
- ・接種済証(広域化対応分)は、各市町村において作成したものを使用すること。ただし、広域化対応の接種済証未作成の市町村に所在する医療機関は、医師会作成の広域化対応接種済証を使用するものとする。

令和4年度高齢者インフルエンザ(65歳以上)広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金（A+B）市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
1	北九州市	在宅一般:3,565 施設一般:1,200 生保・非課税世帯(自己負担なし) 在宅:5,065 施設:2,700	1,500 在宅・施設減額 負担なし	3,168 (施設実施分は0)	令和4年10月1日～令和5年3月31日	・減免対象者:65歳以上で生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方。接種の際は、「介護保険料納入通知書(保険料段階が1～3のもの)」、「印鑑カード」、「生活保護受給証明書」、「本人確認証」(中国残留邦人等永住帰国者)、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を確認し、コピーを予診票に添付。有効期限内のものに限る。 ・予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払は認めません。 ・施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特養、養護、軽費ケアハウスにて、定期的に健康管理を行う医師(嘱託医、協力医、施設を設立した法人に属する医師等)が接種する場合。 ・60歳から65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級程度の障害)については、同障害が確認できる身体障害者手帳のコピー(障害程度が分かる部分)を予診票に添付。
2	中間市	外来 3,347 入院・入所 1,173 生活保護受給者・非課税世帯 自己負担なし	1,500	2,977	令和4年10月1日～令和5年3月31日	生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 ①医療機関において、「生活保護証明書類」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書(所得段階 1・2・3)」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを確認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ・入所施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 ・予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払いは認めません。 ・予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 ・60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)については、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付。(医師調査票は県医師会ホームページよりダウンロード可能。) ※報告書兼請求書は、遠賀中間医師会に提出。ただし、中間市・遠賀郡以外の医療機関での接種分は直接、各市町へ提出。
3	水巻町					
4	岡垣町					
5	遠賀町					
6	芦屋町					
7	行橋市	3,838 生保:5,038(自己負担なし)	1,200	0	令和4年10月1日～令和5年2月28日	・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活が殆ど不可能な方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書の添付。 ・生活保護受給中の方は、保護受給証明書提出にて自己負担金無料(請求時、保護受給証明書添付)。
8	苅田町					・生活保護受給者は、診療依頼書の提示で、自己負担免除(※予診票に必ず生保番号を記入して下さい。)。 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活が殆ど不可能な方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書の添付。
9	みやこ町					・生活保護を受けている人は、診療依頼書の提示で、自己負担免除(※予診票に必ず生保番号を記入して下さい。)。 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活が殆ど不可能な方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書の添付。
10	豊前市	3,000 生保:4,000(自己負担なし)	1,000	0	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・生活保護世帯の方は自己負担免除。事前に市から証明書の交付を受け、接種の際に提示。 ・生活保護世帯者分の請求は、必ず証明書を予診票に添付して請求。
11	上毛町	4,000	0	1,000	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・自己負担なし
12	築上町	3,000 生保:4,000(自己負担なし)	1,000	1,000	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・生活保護者は全額町負担(自己負担なし)。ただし、事前に医療機関窓口での診療依頼書の提示が必要。 ・医療機関においては、予診票にケース番号の記載をお願いいたします。
13	吉富町	3,000 生保:4,000(自己負担なし)	1,000	1,000	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・生活保護受給者は、診療依頼書の提示で自己負担免除。予診票にケース番号を記入してください。 ・60～65歳未満の対象者が接種する場合は、身体障害者手帳の写し、医師の意見書を添付してください。

令和4年度高齢者インフルエンザ(65歳以上)広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金（A+B）市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
14	福岡市	接種地の接種料金（A+B）から1,500円を引いた額 ※自己負担金免除者：接種地の接種料金（A+B）	1,500	接種地の料金	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・接種地の接種料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）から福岡市設定の自己負担金1,500円を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）を請求する。また、自己負担免除者は証明書類の添付が必要。 ・請求は、報告書兼請求書に予診票を添付して直接福岡市へ（写し不可）。 ・60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付。 【自己負担免除証明書類】 ・生活保護受給者は、「介護保険料（納入通知書兼）特別徴収通知書（第1所得段階）の写し」「医療券の写し」「医療券連名簿の写し」「緊急受診証の写し」「介護券連名簿の写し」「福祉事務所発行の保護受給証明書」 ・中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている方は、「中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証の写し」 ・市県民税非課税世帯の方は、「介護保険料（納入通知書兼）特別徴収通知書（第1、第2、第3所得段階）の写し」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の写し」「介護保険負担限度額認定証の写し」「介護保険特定負担限度額認定証の写し」「（区役所発行の）市県民税非課税証明書（証明書に「高齢者予防接種用」のゴム印が押印されているものに限る）」。
15	太宰府市	3,527 ※自己負担金免除者：5,027（自己負担なし）	1,500	3,102	令和4年10月1日～令和5年2月28日	・生活保護世帯、住民税非課税世帯は、「①介護保険負担限度額認定証」、「②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、事前申請による「③自己負担金免除通知書」のうちいずれか1つを提示する若しくは、医療機関において「④生活保護法医療券（医療券連名簿）」に名前が記載されていることを確認した場合、自己負担金免除となる。 ・自己負担金免除者分の請求は、上記①～④のいずれかの写しを予診票に添付して請求すること。なお、③以外の書類については、確認した書類名、減額対象者であることを予診票下部に記載することでも可とする。
16	春日市					
17	大野城市					
18	筑紫野市					
19	那珂川市					
20	糸島市	3,940	1,500	3,484	令和4年10月1日～令和5年3月31日	・生活保護世帯、市県民税非課税世帯は無料対象者確認書類の提示により自己負担金が無料。 【無料対象者確認書類】「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「介護保険負担限度額認定証」「介護保険納入通知書兼特別徴収変更（停止）通知書」（所得段階1～3・最新のもの）「生活保護受給証」「保護受給証明書」「生活保護法医療券」「生活保護法介護券」 「自己負担金無料通知書」 ・自己負担金無料者の請求は、確認書類のコピーを予診票に添付。「自己負担金無料通知書」のみ原本を添付。 ・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある者については、対象とした理由や不可問診とした理由を、予診票の備考欄に記載して提出

令和4年度高齢者インフルエンザ(65歳以上)広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金（A+B）市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
21	古賀市	3,343 生保：4,943（自己負担なし）	1,600	1,100	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者については自己負担なし。自己負担額免除対象者の請求には、生活保護受給者は「診療依頼書」、中国残留邦人等支援給付受給者は「中国残留邦人等支援法に基づく本人確認証」で確認し予診票にその写しを添付すること。 ・60歳以上65歳未満のものであって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害（身体障害者手帳1級程度）の者は、同障害が確認できる身体障害者手帳の写し（障害程度が分かる部分）を添付すること。
22	宇美町	3,343 生保：4,943（自己負担なし）	1,600	1,100	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・自己負担額の免除対象者の請求には、生活保護の受給対象者であることを診療依頼書等の書面で確認し、予診票にその写しを添付する事。 ・中国残留邦人等支援法に基づく支援給付者は本人確認証の写し等の書面で確認し、予診票にその写しを添付する。
23	粕屋町					
24	篠栗町					
25	志免町					
26	新宮町					
27	須恵町					
28	久山町					
29	宗像市	3,385 生保・非課税世帯：4,785（自己負担なし）	1,400	3,258	令和4年10月1日～令和5年3月31日	・自己負担免除にかかる証明について生活保護受給者は「診療依頼書」が「保護受給証明書」の写しを、非課税世帯の者は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」の写し、又は市が発行するインフルエンザ予防接種用の証明書（宗像市は「宗像市インフルエンザ予防接種費用徴収免除対象者証明書」、福津市は「非課税証明書（インフルエンザ予防接種用）」）の原本を添付の上請求を行うこと。なお、いずれの証明書も接種日以前に発行されたものを使用すること。満60～65歳未満の対象者は必ず身体障害者手帳（1級）の写し（表紙と障害名がわかるページ）又は、医師の診断書を添付の上請求を行うこと。
30	福津市					
31	直方市	3,189 生保：4,489（自己負担なし）	1,300	730	令和4年10月1日～令和5年3月31日	・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明証証明書を予診票に添付して請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・家族もしくは被接種者の日頃の状態をよく理解している人の署名に限る（氏名・続柄を記入）
32	宮若市					・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書又は緊急受診証の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票代筆者は、できる限り医療従事者以外が望ましい。
33	小竹町					・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書又は診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票の被接種者自署の代筆は、医療職の署名は認められない。
34	鞍手町					・生活保護受給者は、持参の診療依頼書で確認のうえ、接種し写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票代筆者はできる限り医療従事者以外が望ましい。

令和4年度高齢者インフルエンザ(65歳以上)広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金（A+B）市町村委託料		予診のみ （不可問診）	接種期間	特記事項
		市町村負担金（A）	自己負担金（B）			
35	田川市	3,500 生保：4,500(自己負担なし)	1,000	1,790	令和4年10月1日～令和5年3月31日	・A類疾病とB類疾病に分けて請求。 ・満60歳から満65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器疾患、血液及び免疫疾患などの障害（身体障害手帳1級程度）を有する方は、同障害が確認できる身体障害者手帳の写しまたは医師の証明書を添付。 【自己負担金免除者】 ・生活保護受給者は、生活保護受給者証明書を添付の上請求。 ・中国残留邦人等に対する支援給付受給中の方は、支援給付受給者本人確認証の写しを添付の上請求。
36	糸田町					・生活保護受給者は自己負担免除。
37	大任町	4,500 生保：4,500(自己負担なし)	0			・生活保護者は、無料（自己負担額0円）。全額町負担。A類疾病・B類疾病に分けて請求。 ・昨年度同様に、自己負担額1,000円を徴収いたしません。
38	川崎町					・60歳以上65歳未満（心臓、腎臓又は呼吸器疾患、血液及び免疫疾患などの障害（身体障害者手帳1級程度））の者は、同障害が確認できる身体障害者手帳の写し（障害程度がわかる部分）を添付の上請求。 ・2回目の接種については、全額自己負担（生活保護者も含む）。 ・「乳幼児定期予防接種」と「高齢者インフルエンザ・成人用肺炎球菌」の請求書を各々別に作成し、請求すること。
39	香春町	3,500 生保：4,500(自己負担なし)	1,000			・65歳以上の生活保護者は自己負担免除。 ・請求時に、診療依頼書の写しを添付すること。
40	添田町					・65歳以上の生活保護者は自己負担免除。 ・生活保護者受給者は、診療依頼書（世帯員名簿・確認票）の写し添付の上請求。 ・A類疾病とB類疾病を分けて請求。 ・2回目の接種については、全額自己負担（生活保護者も含む）。
41	福智町					・生活保護受給者は、受給証明書または診療依頼書（世帯員名簿・確認票）の写し添付の上請求。 ・60歳以上65歳未満の心臓、腎臓又は呼吸器疾患、血液及び免疫疾患などの障害（身体障害者手帳1級程度）を有する者は、同障害が確認できる身体障害者手帳の写し（障害程度がわかる部分）を添付の上請求。 ・2回目の接種については、全額自己負担（生活保護者も含む）。 ・A類疾病とB類疾病を分けて請求。
42	赤村					・65歳以上の生活保護者は自己負担免除。 ・2回目の接種については全額自己負担（生活保護者も含む）。
43	飯塚市	3,538 生保、市・町民税非課税世帯：5,038（自己負担なし）	1,500	3,168	令和4年10月1日～令和4年12月30日	・生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護世帯は医療カードの番号を予診票に記入する。市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）は、非課税世帯証明書の添付が必要。必要書類を医療機関の受付に提示してください。提示せずに、接種した場合の接種料金（自己負担金）については、市は払い戻しをいたしません。
44	嘉麻市					・市民税非課税世帯は非課税世帯証明書、生活保護世帯は、医療カードの提示で、自己負担分は無料になる
45	桂川町					・町民税非課税世帯は非課税証明書（令和4年6月1日以降に発行したもの）を添付（添付なしは免除不可） ・生活保護世帯は診療依頼証の提示が必要。予診票にケースNoの記載が必要。 ・問診票には明確な医師のサインが必要。 ・代筆については、本人の意思が確認でき、肉体的事情等で自署できない場合、成年後見人の場合。
46	久留米市	3,498 生保、非課税世帯：5,148（自己負担なし）	1,650	3,168	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・予診のみ（不可問診）の金額が、1,375円から3,168円に増額。 ・自己負担額免除者：次の①～⑤のいずれかを添付〔①無料予防接種確認書、②令和2年度介護保険料納付通知書（保険料段階1～3段階に限る）の写し、③介護保険負担限度額認定証の写し（有効期限内のもの）、④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（有効期限内のもの）、⑤生活保護受給証明書〕。 ・60歳以上65歳未満の対象者は身体障害者手帳の写しを予診票に添付。 ・被接種者が自署できない場合は、代筆者（接種医師は代筆不可）が被接種者氏名を署名の上、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記入。
47	大牟田市	3,565 生保：4,565（自己負担なし）	1,000	3,168	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・自己負担金免除者は生活保護受給者のみ 請求時には次の書類を添付すること （1）生活保護受給者・・・予診票に「生活保護受給証明書」を添付すること （2）60歳以上65歳未満・・・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書を予診票に添付すること

令和4年度高齢者インフルエンザ(65歳以上)広域予防接種料金・実施期間一覧

	市町村名	接種料金 (A+B) 市町村委託料		予診のみ (不可問診)	接種期間	特記事項
		市町村負担金 (A)	自己負担金 (B)			
48	八女市	生保、非課税世帯: 5,060 (自己負担なし) 3,560	1,500	1,527	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・自己負担免除となる者は、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯の人で、事前に本庁健康推進課・黒木支所生活福祉係・各支所の市民生活福祉係で発行した「高齢者予防接種費用免除証明書」(原本)か、有効期限内の「介護保険負担限度額認定証」(写し)、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」(写し)、福祉課で発行した「生活保護受給証明書」(原本)を予診票に添付し請求すること。 ・60歳以上65歳未満の対象者は、診断書等(身体障害者手帳の写し可)を予診票に添付すること。
49	筑後市					・生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の被接種者は、自己負担金なし。 ・事前の申請により健康づくり課で発行した「高齢者予防接種費用免除対象者証明書」、有効期限内の「介護保険負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」の提示により確認してください。 ・自己負担金免除者は、「高齢者予防接種費用免除対象者証明書」、または「介護保険負担限度額認定証」「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」いずれかのコピーを予診票に添付してください。 ・60歳以上65歳未満の対象者は、診断書等(身体障害者手帳のコピー可)を予診票に添付してください。
50	広川町					・非課税世帯及び生活保護世帯は次の①～④のいずれかを確認することで自己負担金免除。①高齢者用インフルエンザ予防接種無料対象者証明書、②介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの)、③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証(有効期限内のもの)、④診療依頼書(生活保護受給者)。(※請求の際は、①は予診票に原本、②③④はコピーを添付) ・60歳から65歳未満の対象者: 障害が確認できるもの(身体障害者手帳の写し、診断書等)を予診票に添付。
51	朝倉市	生保:(自己負担なし) 3,593	1,500	1,375	令和4年10月1日～令和5年1月31日	①被接種者からは、自己負担額1,500円を徴収するが、県広域接種の場合の市への請求額は、全額の5,093円とする。(市から被接種者自己負担額1,500円を差し引いた3,593円が支払われる) ②生活保護受給者については、全額市負担(自己負担なし)。福祉事務所で発行する生活保護受給証明書にて確認し、予診票に添付して請求すること。 ③60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書等を予診票に添付して請求すること。 ④請求書には、法人印と法人の代表者印を必ず押印し、代表者の肩書と氏名を記入すること。
52	筑前町	生保、非課税世帯:(自己負担なし) 3,593	1,500	1,375		町県民税非課税世帯に属する者は、次の①～④のいずれかにて確認し、予診票に添付して請求。(①～③は写しを、④は原本を添付。①④は当該年度の、②③は有効期限内のものに限る) ①介護保険料額決定(特別徴収開始)通知書(所得段階が第1～3段階のものに限る) ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証(適用区分が区分Ⅰ区分Ⅱのものに限る) ④高齢者インフルエンザ定期予防接種自己負担金免除対象者確認書 ・生活保護受給者は、福祉事務所で発行する生活保護受給証明書または診療依頼書の写しにて確認し、予診票に添付して請求。 ・60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳(1級)の写しを予診票に添付して請求。
53	東峰村	生保:(自己負担なし) 3,593	1,500	1,375	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・生活保護世帯については自己負担金免除します。その際、医療券等本人が持参する証明書等で確認いただき、請求の際、予診票に写しを添付下さい。
54	小郡市	生活保護受給者: 5,038 (自己負担なし) 3,538	1,500	3,168	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・個人負担金免除者(市民税非課税世帯、生活保護世帯)は、以下の①～⑤のいずれかを予診票に添付。 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証(適用区分が区分Ⅰ及びⅡのもの)②介護保険料納入通知書(所得段階が1段階～3段階のもの)(当該年度の)③介護保険負担限度額認定証④予防接種用非課税確認書⑤生活保護受給証明書 ①～③は写しを、④、⑤は原本を添付。①、③、④は有効期限内のものに限る。 ・60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書などを予診票に添付して請求。
55	大刀洗町	生活保護受給者: 5,038 (自己負担なし) 3,538	1,500	3,168	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・生活保護受給者、町県民税非課税世帯の65歳以上は自己負担金なし。生活保護受給者は、診療依頼書の写し・町県民税非課税世帯は町発行の非課税確認書または、介護保険限度額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証(適用区分Ⅰ・Ⅱ)の写しを提出して接種。予診票に添付のうえ、請求。 ・予防接種を希望する被接種者が自署できない場合は、本人の希望を十分に確認し代筆者が署名する。必ず代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載。ただし、接種医は代筆不可。受付事務又は看護師であれば代筆可能。(続柄欄に受付又は看護師と記入すること)
56	大川市	生保・非課税世帯: 5,148 (自己負担なし) 3,498	1,650	1,375	令和4年10月1日～令和4年12月28日	・非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者の自己負担額は無料。次の①から⑥の確認書類のいずれかを被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票に添付のうえ請求する。①非課税世帯確認書(原本)②後期高齢者医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」(写し)③介護保険負担限度額認定証(写し)④介護保険料納入通知書(所得段階Ⅰ～Ⅲ段階に限る)(写し)⑤生活保護世帯受給証明書(原本)⑥支援給付証明書(原本)①②③は接種日時点で有効期限内のもの、④は接種年度ののものに限る。⑤⑥は大川市福祉事務所で無料発行。 ・60歳以上65歳未満の者は身体障害者手帳(1級)の写し、またはそれに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付する。
57	大木町					・町県民税非課税世帯・生活保護世帯の人は自己負担額無料。町県民税非課税世帯の人は次の①～④のいずれかを、生活保護世帯の人は、生活保護証明書または診療依頼書を被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票へ添付のうえ請求する。 ①インフルエンザ接種非課税世帯確認書②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証③介護保険負担限度額認定証④令和4年度介護保険料額決定(特別徴収開始)通知書 ①は大木町役場健康課窓口にて無料発行 ・60歳以上65歳未満の人であって心臓や腎臓、呼吸器に重い病気がある人で、医師により予防接種が必要と判断される人は身体障害者手帳の写し等を予診票に添付して請求。
58	柳川市	5,101	0	3,105	令和4年10月1日～令和4年12月31日	・令和4年度に限り、自己負担なし ・60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師の診断書などを予診票に添付して請求。
59	みやま市	生保、非課税世帯: 5,101 (自己負担なし) 4,101	1,000	3,105	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・以下のものを持参された場合は、自己負担免除。原本又はコピーを予診票に添付して請求。 ・生活保護受給証明書、市民税非課税証明書は原本を、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(※有効期限内のもの)は写しを添付。 ・60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳(1級)の写し、医師の診断書などを予診票に添付して請求。
60	うきは市	生活保護受給者: 5,346 (自己負担なし) 3,726	1,620	1,985	令和4年10月1日～令和5年1月31日	・生活保護受給者は自己負担免除。

令和 4 年度高齢者インフルエンザ予防接種委託料請求書

年 月 日

古 賀 市 長

医 療 機 関 住 所
医 療 機 関 名
代 表 者 名
印

振込先	金融機関名		銀行		支店
			信用組合		
			信用金庫		
			農協		本店
	預金種別	普通 当座	口座番号		
	(フリガナ)				
	口座名(漢字)				

次のとおり予防接種委託料を請求します。

予防接種の種類及び単価		(年 月分)	
予診票の枚数		請 求 金 額	
インフルエンザ（一般）	3, 3 4 3円	枚	円
インフルエンザ (生活保護世帯に属する者・ 中国残留邦人等支援給付受給者)	4, 9 4 3円	枚	円
不可予診	1, 1 0 0円	枚	円
請求金額 (計)		枚	円

※請求は、月締めで翌月 10 日までに請求する。

令和 4 年度高齢者インフルエンザ予防接種委託料請求書

年 月 日

長 殿

医療機関住所
医療機関名
代表者名

印

振込先	金融機関名		銀行		支店
			信用組合		
			信用金庫		
			農協		本店
	預金種別	普通 当座	口座番号		
	(フリガナ)				
	口座名(漢字)				

次のとおり予防接種委託料を請求します。

(年 月分)

予防接種の種類及び単価		予診票の枚数	請求金額
インフルエンザ（一般）	3, 3 4 3円	枚	円
インフルエンザ （生活保護世帯に属する者・ 中国残留邦人等支援給付受給者）	4, 9 4 3円		
不可予診	1, 1 0 0円		
請求金額（計）		枚	円

※請求は、月締めで翌月 10 日までに請求する。

福岡県定期予防接種広域化
インフルエンザ予防接種済証（６５歳以上）

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

接種を行った年月日 / 年 月 日

() 市町村長代理

医療機関住所

医療機関名称

接種医師氏名

印

「予防接種済証」は予防接種を受けたことの証明です。大切に保管してください。

福岡県定期予防接種広域化
インフルエンザ予防接種済証（６５歳以上）

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

接種を行った年月日 / 年 月 日

() 市町村長代理

医療機関住所

医療機関名称

接種医師氏名

印

「予防接種済証」は予防接種を受けたことの証明です。大切に保管してください。

高齢者インフルエンザ予防接種済証（仮）

住所（中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）

氏名

明治・大正・昭和 年 月 日 生
(満 歳)

予防接種を行った年月日 令和 年 月 日

【中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町】

長代理

接種医師名 印

※ この仮済証は大切に保管しておきましょう。

※ これは仮の接種済証です。

正式な接種済証が必要な方は、住所地の市町村窓口でこの仮接種済証を持参の上、引き換えをお願いいたします。

高齢者インフルエンザ予防接種済証（仮）

住所（中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）

氏名

明治・大正・昭和 年 月 日 生
(満 歳)

予防接種を行った年月日 令和 年 月 日

【中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町】

長代理

接種医師名 印

※ この仮済証は大切に保管しておきましょう。

※ これは仮の接種済証です。

正式な接種済証が必要な方は、住所地の市町村窓口でこの仮接種済証を持参の上、引き換えをお願いいたします。

高齢者インフルエンザ予防接種済証（仮）

住所（中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）

氏名

明治・大正・昭和 年 月 日 生
(満 歳)

予防接種を行った年月日 令和 年 月 日

【中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町】

長代理

接種医師名 印

※ この仮済証は大切に保管しておきましょう。

※ これは仮の接種済証です。

正式な接種済証が必要な方は、住所地の市町村窓口でこの仮接種済証を持参の上、引き換えをお願いいたします。

高齢者インフルエンザ予防接種済証（仮）

住所（中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）

氏名

明治・大正・昭和 年 月 日 生
(満 歳)

予防接種を行った年月日 令和 年 月 日

【中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町】

長代理

接種医師名 印

※ この仮済証は大切に保管しておきましょう。

※ これは仮の接種済証です。

正式な接種済証が必要な方は、住所地の市町村窓口でこの仮接種済証を持参の上、引き換えをお願いいたします。

令和4年度
各市町村定期予防接種料金一覧表

		ポリオ	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	風しん 第1期	風しん 第2期	風しん 第3期	風しん 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特約	BOG	子宮頸がん 予防	ヒブ	小児用肺炎 球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予防のみ	特記事項	
北九州市		10,543	11,808	6,069	8,153 (乳幼児5,978)	11,258	11,258			10,246	10,246			6,825	6,825			7,298	7,298	7,298	10,048	17,061	9,240	12,606	9,636	7,177	10,191	15,218	3,168	予防接種を実施した月の翌月10日までに予防接種の請求とその他必要書類を添付のうえ請求。	
中間市 井屋町 みどり町 船場町 通貫町	4歳未満	10, 208	11, 528	6, 039		10, 868	10, 868			7, 293	7, 293			7, 315	7, 315			7, 788			9, 713		8, 767	12, 298	9, 163	7, 055	10,021	15,048	3,168	・中間市・遠賀郡以外の医療機関での接種分は直接、毎月締めの翌月10日までに、各市町へ 報告書提出請求書提出。 ・小児定期予防接種については4歳未満児は4歳以上で接種料金が異なる。	
	4歳以上	9, 383	10, 703	5, 214		10, 043	10, 043			6, 498	6, 498			6, 490	6, 490			6, 963	6, 963	6, 963		16, 588		7, 942		8, 338	6, 230				
行橋市	4歳未満	10,208	11,418	5,874	0.1ml使用 4,818 1ml使用 9,291	10,881	10,881			7,326	7,326			7,326	7,326			7,788	7,788	7,788	10,098		8,767	12,133	9,163	0.25ml(ﾊｲﾌﾙ) 6,609 0.25ml(ｼﾘﾝｼﾞ) 6,651 0.5ml(ﾊｲｱﾙ) 6,879	10,131	15,158	3,168	【予防のみの請求について】 ・接種予定と実際とにずれが生じた場合は接種を受けた月は請求できない。 ・受付の段階で予防接種のみで接種予定と実際とにずれは請求できない。 ・同日、異施設、同一費に該当する予防のみの請求は一度とする。	
	4歳以上	9,383	10,593	5,049		10,056	10,056			6,501	6,501			6,501	6,501			6,963	6,963	6,963		16,588									
月田町	4歳未満	10,208	11,418	5,874	0.1ml使用 4,818 1ml使用 9,291	10,881	10,881			7,326	7,326			7,326	7,326			7,788	7,788	7,788	10,098		8,767	12,133	9,163	0.25ml(ﾊｲﾌﾙ) 6,609 0.25ml(ｼﾘﾝｼﾞ) 6,651 0.5ml(ﾊｲｱﾙ) 6,879	10,131	15,158	3,168	接種予定の請求について ・接種予定と実際とにずれが生じた場合は接種を受けた月は請求できない。 ・受付の段階で予防接種のみで接種予定と実際とにずれは請求できない。 ・同日、異施設、同一費に該当する予防のみの請求は一度とする。	
	4歳以上	9,383	10,593	5,049		10,056	10,056			6,501	6,501			6,501	6,501			6,963	6,963	6,963		16,588									
みやこ町	4歳未満	10,208	11,418	5,874	0.1ml使用 4,818 1ml使用 9,291	10,881	10,881			7,326	7,326			7,326	7,326			7,788	7,788	7,788	10,098		8,767	12,133	9,163	0.25ml(ﾊｲﾌﾙ) 6,609 0.25ml(ｼﾘﾝｼﾞ) 6,651 0.5ml(ﾊｲｱﾙ) 6,879	10,131	15,158	3,168	医療機関が予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書請求書に予防費を添付して、 市に請求する。	
	4歳以上	9,383	10,593	5,049		10,056	10,056			6,501	6,501			6,501	6,501			6,963	6,963	6,963		16,588									
豊前市		10,040	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	6,950	9,370	16,390	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	接種翌月10日までに予防費を添付して請求して下さい。
築上町		10,040	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	6,950	9,370	16,390	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	・接種翌月10日までに報告書請求書(様式第2号)に予防費を添付し、請求してください。 ・同時接種の不可期間(予防のみ)請求料金は1倍とする。
吉富町		10,040	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	6,950	9,370	16,390	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	・接種翌月10日までに予防費を添付して請求。 ・同時接種の不可期間(予防のみ)請求料金は1倍とする。
上毛町		10,040	11,240	5,640	4,840	10,640	10,640			6,970	6,970			7,000	7,000			7,645	6,950	6,950	6,950	9,370	16,390	9,070	11,990	9,020	6,290	9,720	14,740	3,000	接種翌月10日までに報告書請求書に予防費を添付し、請求。

令和4年度
各市町村定期予防接種料金一覧表

	ポリオ	DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	麻疹 第1期	麻疹 第2期	麻疹 第3期	麻疹 第4期	風しん 第1期	風しん 第2期	風しん 第3期	風しん 第4期	日本脳炎 第1期	日本脳炎 第2期	日本脳炎 第1期特例	BOG	子宮頸がん 予防	ヒブ	小児用肺炎 球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予防のみ	特記事項	
福岡市	福岡市民の接種料金は、接種地の料金。請求は、報告書兼請求書に予防券(原本)を添付して直接福岡市へ提出(写し不可)。																											-子どもの予防接種、高齢者・インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の予防接種の請求は、請求月が満16日の、その次の期請求すること。 ※請求は、報告書兼請求書に予防券(原本)を添付して直接福岡市へ提出(写し不可)。		
春日市	10,472	12,386	6,842	6,611	11,392	11,392			7,806	7,806			7,812	7,812			7,570	7,570	7,570	11,132	16,577	10,186	13,552	10,582	8,005	11,341	16,368	3,102	同日、同一施設、同一期に対する「予防のみ」の請求は一度までとする。 請求は、毎月締めの翌月10日まで ※A類(5期)については請求書を添付して請求する ※A類(6期)は報告書と併せて請求すること ※A類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(8期)は報告書と併せて請求すること	
大野城市																													請求は、大野城市民からの予防費(ワクチン接種料)と請求書を予防接種費を算出した月の翌月10日までで送付 ※A類(5期)については請求書を添付して請求すること ※A類(6期)は報告書と併せて請求すること ※A類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(8期)は報告書と併せて請求すること	
筑紫野市																													同日、同一施設、同一期に対する「予防のみ」の請求は一度までとする。 ※A類(5期)については、請求書を添付して毎月10日までで請求。 ※A類(6期)は報告書と併せて請求すること ※A類(7期)は報告書と併せて請求すること	
太宰府市																													同日、同一施設、同一期に対する「予防のみ」の請求は一度までとする。 ※A類(5期)については、請求書を添付して請求。 ※A類(6期)は報告書と併せて請求すること ※A類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(8期)は報告書と併せて請求すること	
那珂川市																													同日、同一施設、同一期に対する「予防のみ」の請求は一度までとする。 ※A類(5期)については、請求書を添付して毎月10日までで送付。 ※A類(6期)は報告書と併せて請求すること ※A類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(8期)は報告書と併せて請求すること	
糸島市	12,345	13,555	8,011	5,695	13,060	11,487			9,463	7,890			9,441	7,868			8,352	7,444	7,444	11,850	17,069	10,904 小児用肺炎球菌 と同時接種 9,412	14,270 ヒブと同時接種 12,778	11,300	8,544		11,608	16,635	6歳未満:4,392 6歳以上:3,484	-市へ直接請求。請求は毎月締めの翌月まで。
宇美町	9,769	10,967	5,449	4,823	11,310	11,310			7,789	7,789			7,800	7,800			7,021	7,021	7,021	9,850	16,403	8,354	11,659	10,548	6,878	10,263	15,400	3,168	麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 請求は期地地区の請求書に添付。	
篠栗町																													麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 請求は期地地区の請求書に添付。	
志免町																													麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 高齢者・インフルエンザ・小児用肺炎球菌は、市立健康センター等に接種可能。市立健康センター等に接種可能。市立健康センター等に接種可能。	
須恵町																													麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 請求は期地地区の請求書に添付。	
新宮町																													麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 請求は期地地区の請求書に添付。	
古賀市																													麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 請求は期地地区の請求書に添付。	
久山町																													麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 請求は期地地区の請求書に添付。	
粕屋町																													麻しん・MM(区内クラス) : 予防予防(100円) 請求は期地地区の請求書に添付。	
宗像市	10,516	11,671	6,182	5,126	11,176	11,176			7,601	7,601			7,955	7,955			7,890	7,890	7,890	10,021	16,896	9,075	12,441	9,471	6,939	10,164	15,191	3,258	予防接種において不可接種が発生した場合、使用した予防薬は必ず返付し、請求件数は1件とする。 請求書 A類(7期)は報告書と併せて請求すること B類(7期)は報告書と併せて請求すること B類(8期)は報告書と併せて請求すること	
福津市																													請求は、毎月締めの翌月10日まで ※A類(5期)は報告書と併せて請求すること ※A類(6期)は報告書と併せて請求すること ※A類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(7期)は報告書と併せて請求すること ※B類(8期)は報告書と併せて請求すること ※B類(9期)は報告書と併せて請求すること ※B類(10期)は報告書と併せて請求すること ※B類(11期)は報告書と併せて請求すること ※B類(12期)は報告書と併せて請求すること ※B類(13期)は報告書と併せて請求すること ※B類(14期)は報告書と併せて請求すること ※B類(15期)は報告書と併せて請求すること ※B類(16期)は報告書と併せて請求すること ※B類(17期)は報告書と併せて請求すること ※B類(18期)は報告書と併せて請求すること ※B類(19期)は報告書と併せて請求すること ※B類(20期)は報告書と併せて請求すること ※B類(21期)は報告書と併せて請求すること ※B類(22期)は報告書と併せて請求すること ※B類(23期)は報告書と併せて請求すること ※B類(24期)は報告書と併せて請求すること ※B類(25期)は報告書と併せて請求すること ※B類(26期)は報告書と併せて請求すること ※B類(27期)は報告書と併せて請求すること ※B類(28期)は報告書と併せて請求すること ※B類(29期)は報告書と併せて請求すること ※B類(30期)は報告書と併せて請求すること ※B類(31期)は報告書と併せて請求すること ※B類(32期)は報告書と併せて請求すること ※B類(33期)は報告書と併せて請求すること ※B類(34期)は報告書と併せて請求すること ※B類(35期)は報告書と併せて請求すること ※B類(36期)は報告書と併せて請求すること ※B類(37期)は報告書と併せて請求すること ※B類(38期)は報告書と併せて請求すること ※B類(39期)は報告書と併せて請求すること ※B類(40期)は報告書と併せて請求すること ※B類(41期)は報告書と併せて請求すること ※B類(42期)は報告書と併せて請求すること ※B類(43期)は報告書と併せて請求すること ※B類(44期)は報告書と併せて請求すること ※B類(45期)は報告書と併せて請求すること ※B類(46期)は報告書と併せて請求すること ※B類(47期)は報告書と併せて請求すること ※B類(48期)は報告書と併せて請求すること ※B類(49期)は報告書と併せて請求すること ※B類(50期)は報告書と併せて請求すること ※B類(51期)は報告書と併せて請求すること ※B類(52期)は報告書と併せて請求すること ※B類(53期)は報告書と併せて請求すること ※B類(54期)は報告書と併せて請求すること ※B類(55期)は報告書と併せて請求すること ※B類(56期)は報告書と併せて請求すること ※B類(57期)は報告書と併せて請求すること ※B類(58期)は報告書と併せて請求すること ※B類(59期)は報告書と併せて請求すること ※B類(60期)は報告書と併せて請求すること ※B類(61期)は報告書と併せて請求すること ※B類(62期)は報告書と併せて請求すること ※B類(63期)は報告書と併せて請求すること ※B類(64期)は報告書と併せて請求すること ※B類(65期)は報告書と併せて請求すること ※B類(66期)は報告書と併せて請求すること ※B類(67期)は報告書と併せて請求すること ※B類(68期)は報告書と併せて請求すること ※B類(69期)は報告書と併せて請求すること ※B類(70期)は報告書と併せて請求すること ※B類(71期)は報告書と併せて請求すること ※B類(72期)は報告書と併せて請求すること ※B類(73期)は報告書と併せて請求すること ※B類(74期)は報告書と併せて請求すること ※B類(75期)は報告書と併せて請求すること ※B類(76期)は報告書と併せて請求すること ※B類(77期)は報告書と併せて請求すること ※B類(78期)は報告書と併せて請求すること ※B類(79期)は報告書と併せて請求すること ※B類(80期)は報告書と併せて請求すること ※B類(81期)は報告書と併せて請求すること ※B類(82期)は報告書と併せて請求すること ※B類(83期)は報告書と併せて請求すること ※B類(84期)は報告書と併せて請求すること ※B類(85期)は報告書と併せて請求すること ※B類(86期)は報告書と併せて請求すること ※B類(87期)は報告書と併せて請求すること ※B類(88期)は報告書と併せて請求すること ※B類(89期)は報告書と併せて請求すること ※B類(90期)は報告書と併せて請求すること ※B類(91期)は報告書と併せて請求すること ※B類(92期)は報告書と併せて請求すること ※B類(93期)は報告書と併せて請求すること ※B類(94期)は報告書と併せて請求すること ※B類(95期)は報告書と併せて請求すること ※B類(96期)は報告書と併せて請求すること ※B類(97期)は報告書と併せて請求すること ※B類(98期)は報告書と併せて請求すること ※B類(99期)は報告書と併せて請求すること ※B類(100期)は報告書と併せて請求すること ※B類(101期)は報告書と併せて請求すること ※B類(102期)は報告書と併せて請求すること ※B類(103期)は報告書と併せて請求すること ※B類(104期)は報告書と併せて請求すること ※B類(105期)は報告書と併せて請求すること ※B類(106期)は報告書と併せて請求すること ※B類(107期)は報告書と併せて請求すること ※B類(108期)は報告書と併せて請求すること ※B類(109期)は報告書と併せて請求すること ※B類(110期)は報告書と併せて請求すること ※B類(111期)は報告書と併せて請求すること ※B類(112期)は報告書と併せて請求すること ※B類(113期)は報告書と併せて請求すること ※B類(114期)は報告書と併せて請求すること ※B類(115期)は報告書と併せて請求すること ※B類(116期)は報告書と併せて請求すること ※B類(117期)は報告書と併せて請求すること ※B類(118期)は報告書と併せて請求すること ※B類(119期)は報告書と併せて請求すること ※B類(120期)は報告書と併せて請求すること ※B類(121期)は報告書と併せて請求すること ※B類(122期)は報告書と併せて請求すること ※B類(123期)は報告書と併せて請求すること ※B類(124期)は報告書と併せて請求すること ※B類(125期)は報告書と併せて請求すること ※B類(126期)は報告書と併せて請求すること ※B類(127期)は報告書と併せて請求すること ※B類(128期)は報告書と併せて請求すること ※B類(129期)は報告書と併せて請求すること ※B類(130期)は報告書と併せて請求すること ※B類(131期)は報告書と併せて請求すること ※B類(132期)は報告書と併せて請求すること ※B類(133期)は報告書と併せて請求すること ※B類(134期)は報告書と併せて請求すること ※B類(135期)は報告書と併せて請求すること ※B類(136期)は報告書と併せて請求すること ※B類(137期)は報告書と併せて請求すること ※B類(138期)は報告書と併せて請求すること ※B類(139期)は報告書と併せて請求すること ※B類(140期)は報告書と併せて請求すること ※B類(141期)は報告書と併せて請求すること ※B類(142期)は報告書と併せて請求すること ※B類(143期)は報告書と併せて請求すること ※B類(144期)は報告書と併せて請求すること ※B類(145期)は報告書と併せて請求すること ※B類(146期)は報告書と併せて請求すること ※B類(147期)は報告書と併せて請求すること ※B類(148期)は報告書と併せて請求すること ※B類(149期)は報告書と併せて請求すること ※B類(150期)は報告書と併せて請求すること ※B類(151期)は報告書と併せて請求すること ※B類(152期)は報告書と併せて請求すること ※B類(153期)は報告書と併せて請求すること ※B類(154期)は報告書と併せて請求すること ※B類(155期)は報告書と併せて請求すること ※B類(156期)は報告書と併せて請求すること ※B類(157期)は報告書と併せて請求すること ※B類(158期)は報告書と併せて請求すること ※B類(159期)は報告書と併せて請求すること ※B類(160期)は報告書と併せて請求すること ※B類(161期)は報告書と併せて請求すること ※B類(162期)は報告書と併せて請求すること ※B類(163期)は報告書と併せて請求すること ※B類(164期)は報告書と併せて請求すること ※B類(165期)は報告書と併せて請求すること ※B類(166期)は報告書と併せて請求すること ※B類(167期)は報告書と併せて請求すること ※B類(168期)は報告書と併せて請求すること ※B類(169期)は報告書と併せて請求すること ※B類(170期)は報告書と併せて請求すること ※B類(171期)は報告書と併せて請求すること ※B類(172期)は報告書と併せて請求すること ※B類(173期)は報告書と併せて請求すること ※B類(174期)は報告書と併せて請求すること ※B類(175期)は報告書と併せて請求すること ※B類(176期)は報告書と併せて請求すること ※B類(177期)は報告書と併せて請求すること ※B類(178期)は報告書と併せて請求すること ※B類(179期)は報告書と併せて請求すること ※B類(180期)は報告書と併せて請求すること ※B類(181期)は報告書と併せて請求すること ※B類(182期)は報告書と併せて請求すること ※B類(183期)は報告書と併せて請求すること ※B類(184期)は報告書と併せて請求すること ※B類(185期)は報告書と併せて請求すること ※B類(186期)は報告書と併せて請求すること ※B類(187期)は報告書と併せて請求すること ※B類(188期)は報告書と併せて請求すること ※B類(189期)は報告書と併せて請求すること ※B類(190期)は報告書と併せて請求すること ※B類(191期)は報告書と併せて請求すること ※B類(192期)は報告書と併せて請求すること ※B類(193期)は報告書と併せて請求すること ※B類(194期)は報告書と併せて請求すること ※B類(195期)は報告書と併せて請求すること ※B類(196期)は報告書と併せて請求すること ※B類(197期)は報告書と併せて請求すること ※B類(198期)は報告書と併せて請求すること ※B類(199期)は報告書と併せて請求すること ※B類(200期)は報告書と併せて請求すること ※B類(201期)は報告書と併せて請求すること ※B類(202期)は報告書と併せて請求すること ※B類(203期)は報告書と併せて請求すること ※B類(204期)は報告書と併せて請求すること ※B類(205期)は報告書と併せて請求すること ※B類(206期)は報告書と併せて請求すること ※B類(207期)は報告書と併せて請求すること ※B類(208期)は報告書と併せて請求すること ※B類(209期)は報告書と併せて請求すること ※B類(210期)は報告書と併せて請求すること ※B類(211期)は報告書と併せて請求すること ※B類(212期)は報告書と併せて請求すること ※B類(213期)は報告書と併せて請求すること ※B類(214期)は報告書と併せて請求すること ※B類(215期)は報告書と併せて請求すること ※B類(216期)は報告書と併せて請求すること ※B類(217期)は報告書と併せて請求すること ※B類(218期)は報告書と併せて請求すること ※B類(219期)は報告書と併せて請求すること ※B類(220期)は報告書と併せて請求すること ※B類(221期)は報告書と併せて請求すること ※B類(222期)は報告書と併せて請求すること ※B類(223期)は報告書と併せて請求すること ※B類(224期)は報告書と併せて請求すること ※B類(225期)は報告書と併せて請求すること ※B類(226期)は報告書と併せて請求すること ※B類(227期)は報告書と併せて請求すること ※B類(228期)は報告書と併せて請求すること ※B類(229期)は報告書と併せて請求すること ※B類(230期)は報告書と併せて請求すること ※B類(231期)は報告書と併せて請求すること ※B類(232期)は報告書と併せて請求すること ※B類(233期)は報告書と併せて請求すること ※B類(234期)は報告書と併せて請求すること ※B類(235期)は報告書と併せて請求すること ※B類(236期)は報告書と併せて請求すること ※B類(237期)は報告書と併せて請求すること ※B類(238期)は報告書と併せて請求すること ※B類(239期)は報告書と併せて請求すること ※B類(240期)は報告書と併せて請求すること ※B類(241期)は報告書と併せて請求すること ※B類(242期)は報告書と併せて請求すること ※B類(243期)は報告書と併せて請求すること ※B類(244期)は報告書と併せて請求すること ※B類(245期)は報告書と併せて請求すること ※B類(246期)は報告書と併せて請求すること ※B類(247期)は報告書と併せて請求すること ※B類(248期)は報告書と併せて請求すること ※B類(249期)は報告書と併せて請求すること ※B類(250期)は報告書と併せて請求すること ※B類(251期)は報告書と併せて請求すること ※B類(252期)は報告書と併せて請求すること ※B類(253期)は報告書と併せて請求すること ※B類(254期)は報告書と併せて請求すること ※B類(255期)は報告書と併せて請求すること ※B類(256期)は報告書と併せて請求すること ※B類(257期)は報告書と併せて請求すること ※B類(258期)は報告書と併せて請求すること ※B類(259期)は報告書と併せて請求すること ※B類(260期)は報告書と併せて請求すること ※B類(261期)は報告書と併せて請求すること ※B類(262期)は報告書と併せて請求すること ※B類(263期)は報告書と併せて請求すること ※B類(264期)は報告書と併せて請求すること ※B類(265期)は報告書と併せて請求すること ※B類(266期)は報告書と併せて請求すること ※B類(267期)は報告書と併せて請求すること ※B類(268期)は報告書と併せて請求すること ※B類(269期)は報告書と併せて請求すること ※B類(270期)は報告書と併せて請求すること ※B類(271期)は報告書と併せて請求すること ※B類(272期)は報告書と併せて請求すること ※B類(273期)は報告書と併せて請求すること ※B類(274期)は報告書と併せて請求すること ※B類(275期)は報告書と併せて請求すること ※B類(276期)は報告書と併せて請求すること ※B類(277期)は報告書と併せて請求すること ※B類(278期)は報告書と併せて請求すること ※B類(279期)は報告書と併せて請求すること ※B類(280期)は報告書と併せて請求すること ※B類(281期)は報告書と併せて請求すること ※B類(282期)は報告書と併せて請求すること ※B類(283期)は報告書と併せて請求すること ※B類(284期)は報告書と併せて請求すること ※B類(285期)は報告書と併せて請求すること ※B類(286期)は報告書と併せて請求すること ※B類(287期)は報告書と併せて請求すること ※B類(288期)は報告書と併せて請求すること ※B類(289期)は報告書と併せて請求すること ※B類(290期)は報告書と併せて請求すること ※B類(291期)は報告書と併せて請求すること ※B類(292期)は報告書と併せて請求すること ※B類(293期)は報告書と併せて請求すること ※B類(294期)は報告書と併せて請求すること ※B類(295期)は報告書と併せて請求すること ※B類(296期)は報告書と併せて請求すること ※B類(297期)は報告書と併せて請求すること ※B類(298期)は報告書と併せて請求すること ※B類(299期)は報告書と併せて請求すること ※B類(300期)は報告書と併せて請求すること ※B類(301期)は報告書と併せて請求すること ※B類(302期)は報告書と併せて請求すること ※B類(303期)は報告書と併せて請求すること ※B類(304期)は報告書と併せて請求すること ※B類(305期)は報告書と併せて請求すること ※B類(306期)は報告書と併せて請求すること ※B類(307期)は報告書と併せて請求すること ※B類(308期)は報告書と併せて請求すること ※B類(309期)は報告書と併せて請求すること ※B類(310期)は報告書と併せて請求すること ※B類(311期)は報告書と併せて請求すること ※B類(312期)は報告書と併せて請求すること ※B類(313期)は報告書と併せて請求すること ※B類(314期)は報告書と併せて請求すること ※B類(315期)は報告書と併せて請求すること ※B類(316期)は報告書と併せて請求すること ※B類(317期)は報告書と併せて請求すること ※B類(318期)は報告書と併せて請求すること ※B類(319期)は報告書と併せて請求すること ※B類(320期)は報告書と併せて請求すること ※B類(321期)は報告書と併せて請求すること ※B類(322期)は報告書と併せて請求すること ※B類(323期)は報告書と併せて請求すること ※B類(324期)は報告書と併せて請求すること ※B類(325期)は報告書と併せて請求すること ※B類(326期)は報告書と併せて請求すること ※B類(327期)は報告書と併せて請求すること ※B類(328期)は報告書と併せて請求すること ※B類(329期)は報告書と併せて請求すること ※B類(330期)は報告書と併せて請求すること ※B類(331期)は報告書と併せて請求すること ※B類(332期)は報告書と併せて請求すること ※B類(333期)は報告書と併せて請求すること ※B類(334期)は報告書と併せて請求すること ※B類(335期)は報告書と併せて請求すること ※B類(336期)は報告書と併せて請求すること ※B類(337期)は報告書と併せて請求すること ※B類(338期)は報告書と併せて請求すること ※B類(339期)は報告書と併せて請求すること ※B類(340期)は報告書と併せて請求すること ※B類(341期)は報告書と併せて請求すること ※B類(342期)は報告書と併せて請求すること ※B類(343期)は報告書と併せて請求すること ※B類(344期)は報告書と併せて請求すること ※B類(345期)は報告書と併せて請求すること ※B類(346期)は報告書と併せて請求すること ※B類(347期)は報告書と併せて請求すること ※B類(348期)は報告書と併せて請求すること ※B類(349期)は報告書と併せて請求すること ※B類(350期)は報告書と併せて請求すること ※B類(351期)は報告書と併せて請求すること ※B類(352期)は報告書と併せて請求すること ※B類(353期)は報告書と併せて請求すること ※B類(354期)は報告書と併せて請求すること ※B類(355期)は報告書と併せて請求すること ※B類(356期)は報告書と併せて請求すること ※B類(357期)は報告書と併せて請求すること ※B類(358期)は報告書と併せて請求すること ※B類(359期)は報告書と併せて請求すること ※B類(360期)は報告書と併せて請求すること ※B類(361期)は報告書と併せて請求すること ※B類(362期)は報告書と併せて請求すること ※B類(363期)は報告書と併せて請求すること ※B類(364期)は報告書と併せて請求すること ※B類(365期)は報告書と併せて請求すること ※B類(366期)は報告書と併せて請求すること ※B類(367期)は報告書と併せて請求すること ※B類(368期)は報告書と併せて請求すること ※B類(369期)は報告書と併せて請求すること ※B類(370期)は報告書と併せて請求すること ※B類(371期)は報告書と併せて請求すること ※B類(372期)は報告書と併せて請求すること ※B類(373期)は報告書と併せて請求すること ※B類(374期)は報告書と併せて請求すること ※B類(375期)は報告書と併せて請求すること ※B類(376期)は報告書と併せて請求すること ※B類(377期)は報告書と併せて請求すること ※B類(378期)は報告書と併せて請求すること ※B類(379期)は報告書と併せて請求すること ※B類(380期)は報告書と併せて請求すること ※B類(381期)は報告書と併せて請求すること ※B類(382期)は報告書と併せて請求すること ※B類(383期)は報告書と併せて請求すること ※B類(384期)は報告書と併せて請求すること ※B類(385期)は報告書と併せて請求すること ※B類(386期)は報告書と併せて請求すること ※B類(387期)は報告書と併せて請求すること ※B類(388期)は報告書と併せて請求すること ※B類(389期)は報告書と併せて請求すること ※B類(390期)は報告書と併せて請求すること ※B類(391期)は報告書と併せて請求すること ※B類(392期)は報告書と併せて請求すること ※B類(393期)は報告書と併せて請求すること ※B類(394期)は報告書と併せて請求すること ※B類(395期)は報告書と併せて請求すること ※B類(396期)は報告書と併せて請求すること ※B類(397期)は報告書と併せて請求すること ※B類(398期)は報告書と併せて請求すること ※B類(399期)は報告書と併せて請求すること ※B類(400期)は報告書と併せて請求すること ※B類(401期)は報告書と併せて請求すること ※B類(402期)は報告書と併せて請求すること ※B類(403期)は報告書と併せて請求すること ※B類(404期)は報告書と併せて請求すること ※B類(405期)は報告書と併せて請求すること ※B類(406期)は報告書と併せて請求すること ※B類(407期)は報告書と併せて請求すること ※B類(408期)は報告書と併せて請求すること ※B類(409期)は報告書と併せて請求すること ※B類(410期)は報告書と併せて請求すること ※B類(411期)は報告書と併せて請求すること ※B類(412期)は報告書と併せて請求すること ※B類(413期)は報告書と併せて請求すること ※B類(414期)は報告書と併せて請求すること ※B類(415期)は報告書と併せて請求すること ※B類(416期)は報告書と併せて請求すること ※B類(417期)は報告書と併せて請求すること ※B類(418期)は報告書と併せて請求すること ※B類(419期)は報告書と併せて請求すること ※B類(420期)は報告書と併せて請求すること ※B類(421期)は報告書と併せて請求すること ※B類(422期)は報告書と併せて請求すること ※B類(423期)は報告書と併せて請求すること ※B類(424期)は報告書と併せて請求すること ※B類(425期)は報告書と併せて請求すること ※B類(426期)は報告書と併せて請求すること ※B類(427期)は報告書と併せて請求すること ※B類(428期)は報告書と併せて請求すること ※B類(429期)は報告書と併せて請求すること ※B類(430期)は報告書と併せて請求すること ※B類(431期)は報告書と併せて請求すること ※B類(432期)は報告書と併せて請求すること ※B類(433期)は報告書と併せて請求すること ※B類(434期)は報告書と併せて請求すること ※B類(435期)は報告書と併せて請求すること ※B類(436期)は報告書と併せて請求すること ※B類(437期)は報告書と併せて請求すること ※B類(438期)は報告書と併せて請求すること ※B類(439期)は報告書と併せて請求すること ※B類(440期)は報告書と併せて請求すること ※B類(441期)は報告書と併せて請求すること ※B類(442期)は報告書と併せて請求すること ※B類(443期)は報告書と併せて請求すること ※B類(444期)は報告書と併せて請求すること ※B類(445期)は報告書と併せて請求すること ※B類(446期)は報告書と併せて請求すること ※B類(447期)は報告書と併せて請求すること ※B類(448期)は報告書と併せて請求すること ※B類(449期)は報告書と併せて請求すること ※B類(450期)は報告書と併せて請求すること ※B類(451期)は報告書と併せて請求すること ※B類(452期)は報告書と併せて請求すること ※B類(453期)は報告書と併せて請求すること ※B類(454期)は報告書と併せて請求すること ※B類(455期)は報告書と併せて請求すること ※B類(456期)は報告書と併せて請求すること ※B類(457期)は報告書と併せて請求すること ※B類(458期)は報告書と併せて請求すること ※B類(459期)は報告書と併せて請求すること ※B類(460期)は報告書と併せて請求すること ※B類(461期)は報告書と併せて請求すること ※B類(462期)は報告書と併せて請求すること ※B類(463期)は報告書と併せて請求すること ※B類(464期)は報告書と併せて請求すること ※B類(465期)は報告書と併せて請求すること ※B類(466期)は報告書と併せて請求すること ※B類(467期)は報告書と併せて請求すること ※B類(468期)は報告書と併せて請求すること ※B類(469期)は報告書と併せて請求すること ※B類(470期)は報告書と併せて請求すること ※B類(471期)は報告書と併せて請求すること ※B類(472期)は報告書と併せて請求すること ※B類(473期)は報告書と併せて請求すること ※B類(474期)は報告書と併せて請求すること ※B類(475期)は報告書と併せて請求すること ※B類(476期)は報告書と併せて請求すること ※B類(477期)は報告書と併せて請求すること ※B類(478期)は報告書と併せて請求すること ※B類(479期)は報告書と併せて請求すること ※B類(480期)は報告書と併せて請求すること ※B類(481期)は報告書と併せて請求すること ※B類(482期)は報告書と併せて請求すること ※B類(483期)は報告書と併せて請求すること ※B類(484期)は報告書と併せて請求すること ※B類(485期)は報告書と併せて請求すること ※B類(486期)は報告書と併せて請求すること ※B類(487期)は報告書と併せて請求すること ※B類(488期)は報告書と併せて請求すること ※B類(489期)は報告書と併せて請求すること ※B類(490期)は報告書と併せて請求すること ※B類(491期)は報告書と併せて請求すること ※B類(492期)は報告書と併せて請求すること ※B類(493期)は報告書と併せて請求すること ※B類(494期)は報告書と併せて請求すること ※B類(495期)は報告書と併せて請求すること ※B類(496期)は報告書と併せて請求すること ※B類(497期)は報告書と併せて請求すること ※B類(498期)は報告書と併せて請求すること ※B類(499期)は報告書と併せて請求すること ※B類(500期)は報告書と併せて請求すること ※B類(501期)は報告書と併せて請求すること ※B類(502期)は報告書と併せて請求すること ※B類(503期)は報告書と併せて請求すること ※B類(504期)は報告書と併せて請求すること ※B類(505期)は報告書と併せて請求すること ※B類(506期)は報告書と	

各市町村定期予防接種料金一覧表

水リオ		DPT-IPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	歳しん 第1期	歳しん 第2期	歳しん 第3期	歳しん 第4期	歳しん 第1期	歳しん 第2期	歳しん 第3期	歳しん 第4期	日本臨床 第1期	日本臨床 第2期	日本臨床 第1期特例	BOQ	子夜間が ん予房	ヒブ	小児用肺炎 球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予診のみ	特記事項		
直方市	4歳未満	9,825	11,090	5,491	5,260	10,485	10,485		6,910	6,910			6,910	6,910			7,405			9,330	16,280	8,384	11,750	8,780	6歳未満 6,225 6歳以上10歳未満 5,475	10,100	14,830	1,480	※令和5年秋の翌月10日までで予診票を返すこと。		
	4歳以上	9,075	10,340	4,741	4,510		9,735	6,160	6,160			6,160	6,160			6,655	6,655	6,655													10歳以上 5,746
小竹町	4歳未満	9,825	11,090	5,491	5,260	10,485	10,485		6,910	6,910			6,910	6,910			7,405			9,330	16,280	8,384	11,750	8,780	6歳未満 6,225 6歳以上10歳未満 5,475	10,100	14,830	1,480	※19日までで返す。 ※各事業実施日に予診票を返し、毎月まで返出		
	4歳以上	9,075	10,340	4,741	4,510		9,735	6,160	6,160			6,160	6,160			6,655	6,655	6,655													10歳以上 5,746
鞍手町	4歳未満	9,825	11,090	5,491	5,260	10,485	10,485		6,910	6,910			6,910	6,910			7,405			9,330	16,280	8,384	11,750	8,780	6歳未満 6,225 6歳以上10歳未満 5,475	10,100	14,830	1,480	※来秋まで10日までで返す。		
	4歳以上	9,075	10,340	4,741	4,510		9,735	6,160	6,160			6,160	6,160			6,655	6,655	6,655													10歳以上 5,746
宮若市	4歳未満	9,825	11,090	5,491	5,260	10,485	10,485		6,910	6,910			6,910	6,910			7,405			9,330	16,280	8,384	11,750	8,780	6歳未満 6,225 6歳以上10歳未満 5,475	10,100	14,830	1,480	※令和5年度は、一部年齢によって返却します(4歳未満、4歳以上10歳未満、10歳以上)		
	4歳以上	9,075	10,340	4,741	4,510		9,735	6,160	6,160			6,160	6,160			6,655	6,655	6,655													10歳以上 5,746
田川市		9,100	10,200	5,940	4,860	9,610	9,610		6,370	6,370			6,370	6,370			6,960	6,960	6,960	9,060	16,600	9,270	11,720	8,130	6,150	9,670	14,400	1,400	同時接種時に接種不可となった場合は、1冊分だけ返す。 A版とB版を分けて返す。		
香春町																													※令和5年度後、※令和5年度実施した月の翌月10日まで、A版(疾病)とB版(ワクチン)の「報告書事業欄」に「予診票を返した」、毎月1回に返却するものとする。		
浜田町																													同時接種時に接種不可となった場合は、1冊分だけ返す。 A版とB版を分けて返す。		
永田町																													同時接種時に接種不可となった場合は、1冊分だけ返す。 A版とB版を分けて返す。		
川崎町																													※来秋は、歳末締めの日10日までに報告書事業欄に「予診票を返す」と記入する。 同時接種時に接種不可の場合は、1冊分だけ返す。 A版とB版を分けて返す。		
福智町																													同時接種時に接種不可となった場合は、1冊分だけ返す。 A版とB版を分けて返す。		
大任町																													A版とB版に分けて返すして下さい。 B版(疾病)の返却を待つ場合は、同時接種欄の返却票は不要。 同時接種時に接種不可となった場合は、1冊分だけ返す。		
赤村																															
飯塚市	4歳未満	10,208	11,528	6,039	7歳6ヶ月未満 5,281 ・11歳～13歳未満 4,983	10,868	10,868	10,043	10,043	7,293	7,293	6,468	6,468	7,304	7,304	6,479	6,479	7,768	6,963	6,963	9,713	16,588	8,932	12,298	9,163	0.25m2 ジランジ 6,593 0.5m2 バイアル 6,803	9,856	14,883	3,168	※国庫には明細な医師のサインが必要 ※返却については、本人の意思が確認でき、肉体的障害等で返却できない場合、返却希望人の A版(接種履歴)をお返しします。 ※返却票は「ワクチン」を返却し、接種の「ワクチン」によって接種履歴が異なります。 ※40歳以上の高齢者(高齢者)は、接種の「ワクチン」によって接種履歴が異なります。 ※、のちを所定日限の予診票の報告書を送るに要する。	
桂川町																															
高崎市	4歳以上																														

各市町村定期予防接種料金一覧表

	ホリオ	DPT-BPV	DPT	DT	M R 第1期	M R 第2期	M R 第3期	M R 第4期	嵐しん 第1期	嵐しん 第2期	嵐しん 第3期	嵐しん 第4期	嵐しん 第1期	嵐しん 第2期	嵐しん 第3期	嵐しん 第4期	日本臨床 第1期	日本臨床 第2期	日本臨床 第1期特例	BQ	子宮頸がん 予防	Hip	小児用肺炎 球菌	水痘	B型肝炎	ロタテック	ロタリックス	予診のみ	特記事項
久留米市	11,693	12,848	7,348	4,873	12,298	12,298	/	/	8,734	8,734	/	/	8,734	8,734	/	/	8,063	7,018	6,420	11,198	16,643	10,252	13,618	10,648	7,891	11,121	16,148	6歳未満 3,993 6歳以上 3,168	かつ月齢に14～16月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分として「接種済の回数(7、16、1、4等)」 10回まで(必要)はなされて接種。 ※検査が受入人の場合は、検査室に出入票記入を押印すること。
大牟田市	9,273	10,483	/	4,983	13,552	13,552	/	/	9,933	9,933	/	/	9,944	9,944	/	/	生後9月～就学前の乳幼児 1,009 予診のみ 3,168 9歳未満の小中学生 6,337 予診のみ 3,168 9歳～12歳の小・中中学生 8,843 予診のみ 3,168	13歳以上 (平成13年4月1日までに生まれ、 た20歳未満の前)に属する 6,985 予診のみ 3,168	/	9,713	16,588	8,767	12,298	9,163	7,007	10,021	15,048	DT、子宮頸がん予診 3,168 上記以外のワクチン 3,981	予診接種を実施した翌月10日まで、報告書業務表(様式第2号)に予診票を添付して提出。
八女市	10,230	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890	/	/	7,315	7,315	/	/	7,326	7,326	/	/	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	9,735	16,610	8,789	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	*定月の10日までに予診票を交付し、八女市保健課連絡係に提出する。 *嵐しんは別枠で診療し、嵐しんは、嵐しんをインフルエンザと異部会同時接種を付けて接種する。 *大牟田について、児童(児童・児童等)を付けて接種する。 *嵐しんについては、児童(児童・児童等)を付けて接種する。 *長崎県衛生のため、定期接種を実施した場合、定期接種の手しを予診票に添付する。
筑後市	10,230	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890	/	/	7,315	7,315	/	/	7,326	7,326	/	/	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	9,735	16,610	8,789	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	確定は、毎月最初の翌月10日(当日が土曜日・日曜日は、前日)にあたる場合はその翌月10日まで。 ※検査が受入人の場合は、出入票および検査票の押印が必要。
広川町	10,230	11,385	5,896	4,840	10,890	10,890	/	/	7,315	7,315	/	/	7,326	7,326	/	/	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	6月～12歳 7,810 13～20歳未満 6,985	9,735	16,610	8,789	12,155	9,185	6,369	9,636	14,663	3,168	毎月最初の翌月10日までとし、A欄とB欄に捺印を付けること。
朝倉市 筑前町 東峰村	9,163 予診のみ 1,793	10,483 予診のみ 1,793	4,994 予診のみ 1,793	5,038 予診のみ 1,375	12,243 予診のみ 2,409	12,243 予診のみ 2,409	/	/	8,885 予診のみ 2,409	8,885 予診のみ 2,409	/	/	8,890 予診のみ 2,409	8,890 予診のみ 2,409	/	/	7,108 予診のみ 1,793	7,018 予診のみ 1,375	7,018 予診のみ 2,409	11,088 予診のみ 2,409	16,044 予診のみ 1,375	7,722 予診のみ 1,793	11,253 予診のみ 1,793	9,438 予診のみ 2,409	5,913 予診のみ 1,793	9,542 予診のみ 2,409	14,938 予診のみ 2,409	各ワクチン毎に 設定	予診票の作業は本人の意思を確認し、予診接種を受ける旨以外の場合に入ること。 ※定期接種を受ける医師にかつた患者の定期接種に関する時期調整の要はなく同様の 適用されます。
小郡市	9,823	11,143	5,654	4,983	12,298	10,461	10,043	10,043	8,723	6,886	6,468	6,468	8,734	6,897	6,479	6,479	7,535	6,963	6,369	11,143	16,588	8,382	11,913	10,593	6,773	8,646	14,278	3,168	予診接種を実施した翌月10日まで、報告書業務表(様式第2号)に予診票を添付して提出。
大刀洗町	9,823	11,143	5,654	4,983	12,298	10,461	10,043	10,043	8,723	6,886	6,468	6,468	8,734	6,897	6,479	6,479	7,535	6,963	6,369	11,143	16,588	8,382	11,913	10,593	6,773	8,646	14,278	3,168	予診接種を実施した翌月10日まで、報告書業務表(様式第2号)に予診票を添付して提出。
大川市	10,208	11,363	5,874	予診のみ1,375	11,088 予診のみ 3,168	11,088	/	/	7,326 予診のみ 3,168	7,326	/	/	7,326 予診のみ 3,168	7,326	/	/	1期初回・追加 7,788 6,963 予診のみ1,375	1期初回・追加 6,963 予診のみ1,375	1期初回・追加 6,963 予診のみ1,375	9,933 予診のみ 3,168	16,588 予診のみ 1,375	8,767 予診のみ 3,168	12,133 予診のみ 3,168	9,163 予診のみ 3,168	6,391	9,856	14,883	6歳未満3,168 6歳以上1,375	予診のみの請求は、同日で同一者の場合は

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
北九州市	在宅一般:4,313 施設一般:1,948 在宅減免:8,613 施設減免:6,248	4,300	3,168	・減免対象者:65歳以上で生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方。接種の際は、「介護保険料納入通知書(所得段階が1～3のもの)」、「印鑑カード」、「保護証明書」、「本人確認証」(中国残留邦人等永住帰国者)、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を確認し、コピーを予診票に添付。有効期限内のものに限る。 ・予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払は認めません。 ・施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特養、養護、軽費ケアハウス ・60歳から65歳未満の者で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級程度の障害)については、同障害が確認できる身体障害者手帳のコピー(障害程度が分かる部分)を予診票に添付。
中間市	外来:6,263 入院、入所:3,898	2,500	3,168	生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 ①医療機関において、「生活保護証明書類」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書(所得段階 1・2・3)」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証」のいずれかを確認する。(予診票に確認書類の記載をお願いします) ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ・入所施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 ・予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払いは認めません。 ・予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 ・65歳以上の高齢者肺炎球菌の場合は、必ず、受診者が持参した市町からの通知文書(ハガキ)を回収し、請求時に予診票に添付してください。 ・60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)については、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付。(医師調査票は県医師会ホームページよりダウンロード可能。)
芦屋町				
岡垣町				
遠賀町				
水巻町				
行橋市	バイアル6,565 生保:8,565(自己負担なし) シリンジ6,597 生保:8,597(自己負担なし)	2,000	0	・高齢者インフルエンザおよび高齢者用肺炎球菌予防接種において、生活保護世帯に属するものについては、保護受給証明書の提出により自己負担を免除する。 ・60歳以上65歳未満で心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活が殆ど不可能な方(概ね身体障害者障害程度等級1級に相当)が接種する場合は、身体障害者手帳のコピーもしくは医師意見書を添付。
苅田町	バイアル6,565 生保:8,565(自己負担なし) シリンジ6,597 生保:8,597(自己負担なし)	2,000	0	・高齢者用肺炎球菌予防接種において、生活保護世帯に属するものについては、診療依頼書の提出により自己負担を免除する。予診票の余白にケース番号を記入する。 ・同日、同施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は一件までとする。
みやこ町	バイアル6,565 生保:8,565(自己負担なし) シリンジ6,597 生保:8,597(自己負担なし)	2,000	0	・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザについては、自署できない場合は代筆者が署名し、続柄を記入する(予診票下部に注意書き有)。また、高齢者用肺炎球菌については、対象者に個別通知のハガキを送付し、そのハガキを医療機関へ持参するように依頼予定。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種において、生活保護世帯に属するものについては、診療依頼書の提出により自己負担を免除する。予診票の余白にケース番号を記入する。
豊前市	5,890	2,000	0	・生活保護受給者は、7890円を接種料金とします。 ・生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。
上毛町	7,890	0	1,000	・自署できない場合は、代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載。令和4年度高齢者肺炎球菌の対象者証明書は添付してください。
築上町	5,890 生保:7,890(自己負担なし)	2,000	1,000	生活保護世帯については、「診療依頼書」の提示にて、自己負担なし。ケース番号を予診票に記入してください。 * 同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は1件とする。
吉富町	7,890	0	1,000	・高齢者用肺炎球菌対象者には、令和4年4月に予診票を送付しています。 平成21年10月～平成27年3月末まで、町で助成事業を実施していたので、接種歴が不明の場合はお問い合わせください。 ・同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は1件とする。

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
福岡市	接種地の料金 （※自己負担なしの料金）	4,200	接種地の料金	・高齢者用肺炎球菌は、接種地の接種料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）から福岡市設定の自己負担金4,200円を控除した金額を福岡市に請求。ただし、自己負担免除者の場合は接種地の料金（接種地の市町村負担金＋接種地の自己負担金）を請求する。また、自己負担免除者は証明書の添付が必要。
大野城市	5,202	3,000	3,102	・定期の対象者に加え65歳以上の者を「任意接種」の対象者として、接種可能とします。ただし、対象者かどうかの判定は市があらかじめ行い、「接種決定通知（裏面は予診票）」を持参した方のみが対象となります（自己負担金は「決定通知」に記載）。 ・請求時は「定期接種」と「任意接種」に件数を分け、筑紫地区専用の請求書にて請求。 ・予診票にはワクチンロットシールを貼付してください。 ・「体温37.5℃以上」「年齢対象外」「接種回数超過」「接種間隔NG」の場合の「予診のみ」の請求はできません。
春日市				
太宰府市				
筑紫野市				
那珂川市				
糸島市	5,695	3,000	3,484	・生活保護世帯、市県民税非課税世帯は、事前申請による自己負担金無料通知書を提示の場合のみ、自己負担金免除。 ・自己負担金無料者分は、被接種者が持参した自己負担金無料通知書を予診票に添付して請求。
古賀市	4,084	4,000	1,100	※「高齢者肺炎球菌予防接種における粕屋地区の対応」をご覧ください（福岡県医師会ホームページに掲載）。 ・粕屋地区専用の請求書にてご請求ください（福岡県医師会ホームページに掲載）。 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者の者は自己負担なし。 ・自己負担免除者は診療依頼書等確認書類を添付。 ・町が発行した接種券を被接種者から受領し、請求書に予診票と接種券を添付して請求（志免町・宇美町は接種券無しの為除く）
宇美町				
粕屋町				
篠栗町				
志免町				
新宮町				
須恵町				
久山町				

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
宗像市				1. 高齢者の予防接種に係る対象者確認について （1）高齢者の肺炎球菌予防接種については、接種前に必ず本人同意のもと、宗像市健康課（0940-36-1187）へ対象者の接種履歴を照会すること（折り返し電話等で回答する） （2）60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳を確認し、その写しを予診票に添付し、請求すること。 2. 高齢者の予防接種に係る自己負担金について （1）自己負担金（肺炎球菌5, 680円）を医療機関において徴収すること。 （2）ただし、免除要件に該当する場合は、証明書類を確認したうえで、自己負担金は徴収せず、接種料金の全額を市へ請求する（証明書類①②④の場合は「写し」、③の場合は「原本」を請求書へ添付すること。）。 ＜免除要件＞＜証明書類 ①～④のいずれか＞ 市町村民税非課税世帯の人 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ②介護保健負担限度額認定証 ③予防接種用の証明（市健康課で交付。インフルエンザ用、肺炎球菌用で異なる） 生活保護世帯の人
福津市	2,716 生保・非課税世帯：8,396（自己負担なし）	5,680	3,258	1. 高齢者の予防接種に係る対象者確認について （1）高齢者の肺炎球菌予防接種については、接種前に必ず本人同意のもと、担当課へ対象者の接種履歴を照会すること（折り返し電話等で回答する） （2）60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳を確認し、その写しを予診票に添付し、請求すること。 2. 高齢者の予防接種に係る自己負担金について （1）自己負担金（肺炎球菌5, 680円）を医療機関において徴収すること。 （2）ただし、免除要件に該当する場合は、証明書類を確認したうえで、自己負担金は徴収せず、接種料金の全額を市へ請求する（証明書類①②④の場合は「写し」、③の場合は「原本」を請求書へ添付すること。）。 ＜免除要件＞＜証明書類 ①～④のいずれか＞ 市町村民税非課税世帯の人 ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ②介護保健負担限度額認定証 ③予防接種用の証明（市健康課で交付。インフルエンザ用、肺炎球菌用で異なる） 生活保護世帯の人

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
直方市	自己負担あり:5,759 自己負担免除者:8,259	2,500	730	・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書を予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票の被接種者自署の代筆は、医療職の署名は認められない。 ・高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌予防接種について、医療従事者が代筆する場合は、理由を記入すること。
宮若市				・生活保護受給者へは、持参の証明書等で確認のうえ接種。生活保護受給証明書又は診療依頼書の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付のうえ請求。 ・予診票の被接種者自署の代筆は、医療職の署名は認められない。 ・高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌予防接種について、医療従事者が代筆する場合は、理由を記入すること。
小竹町				
鞍手町				
田川市	5,000	3,000	1,790	・生活保護世帯は自己負担金免除。 ・生活保護受給者は、受給証明書を添付。
糸田町				・生活保護者は自己負担なし。診療依頼書の写し添付の上、請求。 ・同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけを請求。
大任町				次の者には、予診票の配布及び委託料の支払いはしない 1. 対象者に該当しない者 2. 予診票の自署欄に署名のないもの B類疾病の代筆は接種医療機関の従事者は不可
川崎町				・生活保護受給者は、診療報酬書（世帯員名簿・確認表）の写しを添付 ・60歳以上65歳未満の心臓、肝臓又は、呼吸器疾患、血液及び免疫疾患などの障がい（身体障害者手帳1級程度）を有するものは、同障がい程度が確認できる身体障がい者手帳の写しを添付
香春町				市町村は、次の者には、予診票の配布及び委託料の支払いはしない。 1. 対象者に該当しない者 2. 予診票の自署欄に署名のない者
添田町				・生活保護受給者は自己負担免除。
福智町				・生活保護受給者は、受給証明書または診療依頼書（世帯名簿、確認票）の写しを添付する。・60～65歳未満の心臓、腎臓または呼吸器疾患、血液及び免疫疾患などの障がい（身体障害者手帳1級程度）を有する者は、同障害程度が確認できる身体障害者手帳の写しを添付する。・高齢者用肺炎ワクチンの「予診のみ」を請求する場合は、予診票の両面写しで可。接種券の再交付手続きに原本が必要であるため、本人に渡す。
赤村				B類疾病の署名の代筆は、接種医療機関の従事者は不可。
飯塚市	5,887 減免者:8,287	2,400	3,168	生活保護・市民税非課税世帯自己負担額を免除。※生活保護者は医療カードNo記載、市民税非課税世帯は市民税非課税世帯証明書の添付が必要。 接種時には予防接種券が必要になります。持参されない場合は接種をしないようにお願いします。また、接種券は請求時予診票に添付してください。60歳～65歳未満の対象者又は、予防接種券を紛失された方、接種券をお持ちではない対象者は、飯塚市健幸保健課(0948-24-4002)に問い合わせてください。
嘉麻市				・代筆については、本人の意思が確認でき、身体的事情等で自署できない場合、成年後見人の場合。 ・高齢者肺炎球菌については、請求書・問診票と合わせて対象者に送付している接種券の添付をお願いします。 ・生活保護世帯は医療カードのNo記載、市民税非課税世帯は非課税世帯証明の添付で自己負担免除
桂川町				・生活保護世帯・町民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、町民税非課税世帯証明書の添付が必要。 ・問診票には明確な医師のサインが必要。 ・代筆については、本人の意思が確認でき、肉体的事情等で自署できない場合、成年後見人の場合。

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ (不可問診)	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
久留米市	3,868 自己負担免除者委託料:8,268	4,400	3,168	・請求者が法人の場合は、請求者に法人登録印を押印。 ・自己負担免除者は次の①～⑤いずれかを添付。①無料予防接種確認書、②介護保険料納付通知書（1～3段階）の写し、③介護保険負担限度額認定証の写し（有効期限内のもの）、④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（有効期限内のもの）、⑤生活保護受給証明書 ・60歳以上65歳未満の対象者は身体障害者手帳（1級）の写しを添付。 ・被接種者が自署できない場合は、代筆者（接種医師は代筆不可）が被接種者氏名を署名の上、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記入。
大牟田市	5,325 生保、市民税非課税世帯:8,325（自己負担なし）	3,000	3,168	＜添付資料＞ 令和4年度成人用肺炎球菌予防接種対象者（黄緑色）は必ず添付してください。 ※接種区分によって追加添付が必要なもの ●自己負担金免除者（無料）で「免除決定通知書」で確認した場合 ・免除決定通知書 ●自己負担金免除者（無料）で「生活保護証明書」で確認した場合 ・生活保護証明書 ●満60歳以上65歳未満の者（心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者） ・身体障害者手帳の写し
八女市	4,644	3,500	1,527	・市県民税非課税世帯の者及び生活保護世帯の者は、接種前に、①～④のいずれかを確認することで自己負担金免除となる。①生活保護受給証明書、②高齢者予防接種費用免除証明書、③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）、④介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの）※請求の際は、①②は予診票に原本を添付。③④はコピーを添付する。 ・満60歳以上65歳未満の者は、該当する障害が確認できるもの（身体障害者手帳の写し（該当する障害の種類及び1級が確認できるもの）や診断書等）を予診票に添付する。 ・高齢者用肺炎球菌については、今年度対象者に助成券のはがき（あお色）を送付しているので、回収し、請求時は予診票に添付する。 ※予診のみの場合は、助成券の添付は不要。
筑後市				・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける自己負担金免除者は、次の①～③いずれかで確認してください。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書（事前申請により筑後市健康づくり課で発行） ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ①で確認した場合は本証明書を、②③で確認した場合は認定証の写しを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌対象者へ接種券を兼ねたハガキを個別送付します。ハガキを持参した者のみ接種可能。請求の際、ハガキを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類（障害者手帳の写し等）を予診票に添付してください。
広川町				非課税・生活保護世帯は自己負担なし。 その場合次の①～④いずれかで確認。 ①高齢者用インフルエンザ又は肺炎球菌予防接種無料対象者証明書 ②介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの） ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの） ④診療依頼書（生活保護受給者） ※①は予診票に原本を添付、②③④はコピーを添付して下さい。 60～65歳未満の対象者は障害が確認できるもの（身体障害者手帳写し・診断書など）を予診票に添付してください。

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
朝倉市	5,342	3,000	1,375	・60歳から65歳未満の対象者は、「身体障害者手帳の写し」または、「医師の診断書」等を予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は「生活保護受給証明書」の提示により自己負担金免除（全額市負担）。請求の際に「生活保護受給証明書」を予診票に添付すること。 ・法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を必ず押印すること。併せて、代表者名の前に肩書を併記すること。 ・実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 ・請求金額は接種料金である8,342円と記載。（自己負担額を差し引き、支払いをする。）
筑前町				・請求書には、自己負担額（3,000円）を引いた金額（5,342円）を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。
東峰村				・自己負担金免除については、生活保護費受給世帯のみとする。生活保護費受給世帯の確認については、医療券の写しを請求時に添付すること。
小郡市	5,282	3,000	3,168	自己負担金免除者：生活保護受給者、市民税非課税世帯者 以下の①～⑤のいずれかを予診票裏に添付。 ①予防接種用非課税確認書（有効期限内のもの） ②生活保護受給証明書 ③令和3年度介護保険料納入通知書（1段階～3段階）の写し ④介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの）の写し ⑤後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）の写し 60～65歳未満の対象者については、身体障害者手帳（内部疾患1級程度）の写しや医師の診断書などを予診票に添付して請求 高齢者用肺炎球菌及びインフルエンザの予診票に代筆する際は、接種者氏名、代筆者氏名と続柄を記載。接種を実施する医師の代筆は認められません。
大刀洗町				・生活保護受給者・町県民税非課税世帯は自己負担金なし。生活保護受給者は「診療依頼書の写し」。町県民税非課税世帯は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分Ⅰ・Ⅱ）の写し」、「介護保険負担限度額認定証の写し」、町発行の「非課税確認書」を医療機関に提示して接種。予診票に添付のうえ、町に請求。

令和4年度高齢者用肺炎球菌ワクチン広域接種料金一覧

市町村名	接種料金（A+B）：市町村委託料		予診のみ （不可問診）	特記事項
	市町村負担金（A）	自己負担金（B）		
大川市	4,796	3,300	1,375	・非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者の自己負担額は無料。次の①から⑥の確認書類を被接種者が医療機関へ提示し、医療機関は予診票に添付のうえ請求する。①非課税世帯確認書（原本）②後期高齢者医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」（写し）③介護保険負担限度額認定証（写し）④介護保険料納入通知書（所得段階1～3段階に限る）（写し）⑤生活保護受給証明書（原本）⑥支援給付証明書（原本）①②③は接種日時点で有効期限内のもの、④は接種年度のものに限る。⑤⑥は大川市福祉事務所で無料発行。 ・60歳以上65歳未満の者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活動作が極度に制限される程度の障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象であり、身体障害者手帳（1級）の写し、または、それに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付すること。
大木町				・町県民税非課税世帯・生活保護世帯の人は自己負担無料。町県民税非課税世帯の人は次の①から④のいずれかを、生活保護世帯の人は生活保護証明書または診療依頼書を被接種者が、医療機関へ提示し、医療機関は予診票へ添付のうえ請求する。①高齢者用肺炎球菌ワクチン接種非課税確認書②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証③介護保険負担限度額認定証④介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書 ①は大木町役場健康課窓口にて無料発行 ・60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気がある人で、医師により予防接種が必要と判断される人は身体障害者手帳の写し等を予診票に添付すること。
柳川市	5,275 生保受給者、非課税世帯：8,275（自己負担なし）	3,000	3,105	高齢者用肺炎球菌は、対象者へ予診票を個人通知する。予診票を紛失した場合は、柳川庁舎健康づくり課健康係で再発行するので、接種希望者の身分証明書（運転免許証や健康保険証等）を持参すること。 生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する者は自己負担金を免除。以下の①～④のいずれかを予診票に添付して請求。 ①生活保護受給証明書 ②市民税非課税証明書（高齢者用肺炎球菌減免用） ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）の写し ④介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの）の写し 60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳（1級）の写し、又は医師の診断書などを予診票に添付して請求。
みやま市				・以下のものを持参された場合は、自己負担免除。原本又はコピーを予診票に添付して請求。 ・生活保護受給証明書、市民税非課税証明書は原本を、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（※有効期限内のもの）は写しを添付して請求。 ・60歳以上65歳未満の者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活動作が極度に制限される程度の障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象であり、身体障害者手帳（1級）の写し、または、それに準ずることを証明する医師の診断書を予診票に添付すること。
うきは市	4,251	4,000	1,985	生活保護受給者は自己負担免除